

項 目	現状・課題・問題点等	検討事項等
保健所、福祉事務所の連携 (社会部、衛生部)	保健所と福祉事務所は業務上の関連はあるが、根拠法が異なるためそれぞれ独立して設置されている。 保健に関する事業と福祉に関する事業の対象者が重なっているケースが多いが、同一の対象者に対して複数の別組織が対応する状況になっている。 (例:精神障害者福祉、難病と生活保護に係る相談等を福祉事務所と保健所でそれぞれ対応)	両所の関連業務間の連携を考慮し、統合やその他連携を深める手法をとることができないか検討する。ただし、統合する場合は①根拠法が異なることへの対応②市レベルにおける福祉事務所(全市)と保健所(中核市)との調整を要する。
労政事務所の見直し (社会部)	平成19年4月に地方事務所の付置機関から単独現地機関となる(4所1分室1駐在体制)。職員数が減少している中、体制、業務の見直しが必要となっている。	現行の4所1分室1駐在体制について、分室の廃止など体制・業務の統合を検討する。
保健所支所の見直し (衛生部)	現行の10保健所、6支所体制において、支所への保健師の分散配置が所としての一体的対応の障害となっており、効率性、機動性の観点でマイナス面が生じている。	現行の10保健所、6支所体制について支所業務の本所への統合を検討する。
保健所病理細菌・理化学検査業務の見直し (衛生部)	理化学検査については検査課の統廃合により、現在5保健所で業務を行っているが、病理検査については迅速な対応が必要なことから、10保健所で対応しており、効率性が問題となっている。 理化学検査については、高額な検査機器の更新が財政事情から困難となっている。 また、技術職員の大量退職期を迎える中、検査業務の効率的な執行と技術水準の確保が求められている。	保健所の病理細菌・理化学検査について環境保全研究所を含めて検査体制を再構築し、統廃合や外部委託について検討する。
消費生活センターの統廃合 (生活環境部)	17年度に4所1支所体制となったが、各所の相談件数に差があり(H18年度相談件数1,609~7,119件)、また、電話による相談が多く(9割弱)を占める。	市町村の消費生活相談窓口との役割分担(県は、高度の専門性・広域性のある案件に対応)を進めつつ、コールセンター化や一部センターの支所化を含め統廃合を検討する。
農業関係試験場及び病害虫防除所のあり方 (農政部)	試験場は、共通基盤部門(農総試)、農事・果樹・野菜花き・畜産及び水産の専門試験場と、中信及び南信の2地方試験場の合計8試験場3支場2試験地体制となっている。 研究員が減少している中で、研究内容が高度化・複雑化・広範囲化し、数多い地域の要望に対して、試験場だけではすべてに迅速に対応することが困難な状況となっている。 また、病害虫防除所は、発生予察や防除等、より専門的で高度な対応が求められている。	新品種・革新的技術の開発、競争力の強化のため、品目ごとの試験研究機関への再編、及び病害虫防除所機能の試験研究機関への組み入れ、普及指導と試験研究との連携方法等の観点から、組織のあり方について検討していく。
農業大学校のあり方 (農政部)	農業の担い手と農業指導者の育成を目的として、農学部を総合農学科、専門技術科及び実科・研究科を設置しているが、近年は入学希望者が定員を下回る状況が続いている。 また、研修部においては、農業者及び就農希望者に対する研修を実施している。 総合農学科のキャンパスが長野市松代と小諸市に分かれている。	新規就農者の減少や、農業経営者の高齢化に伴い、農家子弟の就農の他、I・Uターン者や定年帰農者など幅広い就農希望者の修学・研修ニーズに応え、農業経営者を確保するため、農業経営者養成への重点化、学科の見直し及びキャンパスの統合等について検討していく。
農業改良普及センターのあり方 (農政部)	平成19年4月に地方事務所の付置機関から単独現地機関となる。(10所8支所体制)(改正農業改良助長法が平成17年4月に施行され、普及センターの必置規制が廃止された。)職員数が減少している中、農業者の高度で多様な要望に応えるため、体制、業務の見直しが必要となっている。	普及員の資質の向上と、専門的な知識・指導力を発揮し魅力ある農業経営の推進を支援する体制を検討していく。
建設事務所等土木部現地機関のあり方 (土木部)	現在の15建設事務所1付置所体制は、昭和44年篠ノ井事務所の廃止と昭和48年の南部支所の設置を除けば、昭和8年の土木出張所設置当時から変わっていない。また、一部地域では砂防事務所、河川改良事務所を設置し、建設事務所とは別に砂防及び河川事業を実施している。	県民サービスの効率的提供などの観点から、時代の状況の変化に対応した所の体制となっているか検証する必要がある。
教育事務所のあり方 (教育委員会)	現在6教育事務所が設置されているが、各事務所が管轄する市町村数に大きな差が生じており、事務所間のバランスがとれていない。 また、小規模の事務所間において指導主事の兼務をかけ、教科等の指導を補完し合っている。	各事務所が管轄する学校数等に配慮しながら、より効率的で適切な指導、助言ができる体制を検討する必要がある。